

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合・奈良 運営にあたっての申し合わせ事項

1、名称及び所在地

- 1) 名称 「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合・奈良」(略称・奈良市民連合)。
- 2) 事務所の所在地 奈良県奈良市大安寺5丁目12-16 3階 奈良平和フォーラム内

2、目的

私たち奈良市民連合は、戦争法(安全保障関連法)を廃止、立憲主義を回復し、自由な個人が相互の尊重のうに持続可能な政治経済社会を構築する政治と政策の実現を志向する。

3、構成と役員等、機関

1) 構成

当会は「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合・奈良」趣意書の趣旨に賛同する団体及び個人会員で構成する。

2) 役員等

①役員

共同代表 浅野 詠子 溝川 悠介(順不同・肩書き、敬称略)

②事務局員

構成団体及び会員の中から事務局員を選出し、日常の運営にあたる。

③会計

構成団体及び会員の中から会計1名を選出し、会計業務を行う。会計は日常的に会計帳簿を調製し、事務局会議の要請に応じ会計状況を報告するものとする。また、会計年度末に会計報告を行うものとする。

3) 会議

①総会

イ) 総会は団体会員及び個人会員で構成する。

ロ) 総会は団体会員又は個人会員から要請があれば、役員・事務局会議の判断で開催する。

②役員・事務局会議

当会の重要事項に関する決定は役員・事務局会議で行う。役員・事務局会議は役員または事務局員からの開催申出により適宜、開催する。

③事務局会議

当会の日常運営事項に関する決定は事務局会議で行う。事務局会議は適宜、開催する。

4、財政

- 1) 当会の財政は個人または団体からの寄付金、募金その他の収入でまかなう。
- 2) 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。

5、重要事項

申し合わせ事項3、3)、②にある当会の重要事項とは以下に掲げる事項とする。

イ) 趣意書の内容変更

ロ) 申し合わせ事項の内容変更

ハ) 役員の任免

ニ) 構成団体の変更

ホ) 趣意書または申し合わせ事項に無い事項で、役員または事務局員が重要であると判断した事項

以上、確認する。

2016年3月18日